

『新・消費者法これだけは(第3版)』第2刷(2021年9月30日発行)において、誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

法律文化社

正誤表

該当箇所	正	誤
105 頁 下から 4 行目	契約の方式については、支払方法として <u>割賦払いの方式をとるもの(同項 1 号)およびリボルビング方式をとるもの(同項 2 号)について包括式のみが認められている。</u>	契約の方式については、支払方法として <u>の割賦払いの方式をとるものには包括式と個別式とが認められるが(同項 1 号)、リボルビング方式をとるものには包括式しか認められていない(同項 2 号)。</u>